

議 員 の 派 遣

地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

1 令和6年度高校生出前講座（北海道幕別清陵高等学校）

(1) 目的

高校生の政治への関心や参加意欲・意識を高めるため、議会制度や選挙制度等を説明し、議会や選挙を身近なものとして理解していただくため。

(2) 派遣場所

北海道幕別清陵高等学校体育館（幕別町字依田101番地1）

(3) 派遣期間

令和6年12月24日（1日間）

(4) 派遣議員

議長、副議長、議会運営委員会正副委員長、総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長及び広報広聴委員会委員長 8人

2 令和6年度幕別町議会報告&意見交換会

(1) 目的

議会活動の状況及び町政の状況を町民に報告及び説明するとともに、町民の意見等を聴取し、議会の運営改善と政策提言の充実を図るため。

(2) 派遣場所

幕別町役場3階会議室（幕別町本町130番地1）

忠類ふれあいセンター福寿（幕別町忠類白銀町384番地10）

(3) 派遣期間

令和7年2月5日、8日（2日間）

(4) 派遣議員

全議員 18人

3 その他

上記1及び2の議員の派遣内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。